

デイサービス舞風台(介護予防・総合事業)通所介護運営規程

第1条 (運営規程設置の主旨)

医療法人八女発心会が開設するデイサービス舞風台（以下事業所という）（介護予防・総合事業）通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関して重要な事項を定めるものとする。

第2条 (事業の目的)

事業所が行う（介護予防・総合事業）通所介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防・総合事業）通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第3条 (運営の方針)

- 1 当事業所では、（介護予防・総合事業）通所介護計画に基づいて、レクリエーション、機能訓練生活相談、食事、入浴、送迎等を行い、利用者の心身の機能回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 3 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

第4条 (施設の名称及び所在地等)

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 1 施設名 デイサービス舞風台
- 2 開設年月日 平成 27 年 1 月 1 日
- 3 所在地 福岡県八女郡広川町大字水原 1498-11
- 4 電話番号 0943-33-1015 FAX 番号 0943-33-1011
- 5 管理者 野口 千花
- 6 介護保険事業所番号 4078400332

第5条（従業者の職種、員数）

当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- 1 管理者 1名
- 2 生活相談員 サービス提供時間数に応じて1名以上
- 3 介護職員 9名以上
- 4 機能訓練指導員 1名以上
- 5 看護職員 3名以上
- 6 管理栄養士又は栄養士 1名以上（常勤兼務）

第6条（従業員の職務内容）

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者は、（介護予防・総合事業）通所介護に携わる従業員の管理、指導を行う。
- 2 生活相談員は利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 3 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び（介護予防・総合事業）通所介護計画に基づく介護を行う。
- 4 機能訓練指導員は（介護予防・総合事業）通所介護での機能訓練計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- 5 看護職員は、利用者が必要とする看護を適切に行うとともに、利用者が必要な機能の減退を防止するための訓練、介護等に従事する。
- 6 管理栄養士又は栄養士は、栄養管理業務に当たる。

第7条（営業日及び営業時間）

（介護予防・総合事業）通所介護の営業日及び営業時間、サービス提供時間は以下のとおりとする。

- 1 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
（日曜日及び1月1日は休業）
- 2 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- 3 サービス提供時間は午前9時00分から午後17時00分とする。

第8条（利用定員）

（介護予防・総合事業）通所介護の利用定員数は、50名とする。

（元気デイ）総合事業の利用3名とする。

第9条（（介護予防・総合事業）通所介護の内容）

- 1 （介護予防・総合事業）通所介護は通所介護計画に事づいて、機能訓練等その他必要な介護を行う。
- 2 （介護予防・総合事業）通所介護計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 （介護予防・総合事業）通所介護計画に基づき、食事を提供する。

4 (介護予防・総合事業) 通所介護のに基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

第 10 条 (利用者負担の額)

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 食材料費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

第 11 条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

八女郡広川町、八女市、筑後市、久留米市

第 12 条 (施設の利用に当たっての留意事項)

(介護予防・総合事業) 通所介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒は、原則としてお断りします。
- ・ 建物内は禁煙です。喫煙は、指定の場所にてお願いします。
- ・ 火気の取り扱いはお断りします。
- ・ 設備、備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ・ 所持品、設備等の持ち込みは、品物によって制限させていただく場合があります。
- ・ 金銭、貴重品の持ち込みはお断りいたします。
- ・ (介護予防・総合事業) 通所介護利用時の医療機関での受診は、事前にご連絡をください。
- ・ 宗教活動は、お断りいたします。
- ・ ペットの持ち込みは、お断りいたします。
- ・ 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

第 13 条 (非常災害対策)

- 1 消防法施行規則第 3 条に規定消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 火元責任者には、事業所職員あてる。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
- 6 防火管理者は、従業員に対し防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 消防教育及び基本訓練 (消火・通報・避難)・・・年 2 回以上
(うち 1 回は夜勤を想定した訓練を行う)

- ② 利用者様を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1年以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第14条（相談・苦情対応）

- 1 当施設は、提供した施設サービス等に関して利用者様又は家族から要望及び苦情があったときは管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員等とする。

第15条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 当施設は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者様の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事前において、事故により利用者様に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者様の損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。

第16条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（職員の服務規律）

職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 1 入所者様や通所者様に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

第18条（職員の質の確保）

本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

第 19 条（職員の勤務条件）

職員の就業に対する事項は、別に定める医療法人八女発心会当施設の就業規則による。

第 20 条（職員の健康管理）

職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

第 21 条（衛生管理）

- 1 入所者様の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理士等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第 22 条（守秘義務）

- 1 当施設の職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者様及びその後見人、家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 当施設は、居宅介護支援事業等必要がある場合には、利用者様及びその後見人、家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

第 23 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有する場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 （介護予防・総合事業）通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人八女発心会の理事会において定めるものとする。

付側

この運営規程は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 1 月 10 日より施行する。

この運営規定は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 29 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 30 年 11 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 30 年 12 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(予防介護・総合事業) デイサービス舞風台重要説明書

令和 7 年 3 月 15 日現在

1 (予防介護・総合事業) デイサービス舞風台が提供するサービスについての相談窓口

電話 0943-33-1015 (午前 9 時～午後 5 時まで)

担当 野口 千花 (介護福祉士・介護支援・事業対象者専門員)

※ご不明な点は、おたずねください。

2 デイサービス舞風台の概要

(1) 送迎できる範囲

名称	デイサービス舞風台
所在地	福岡県八女郡広川町大字水原 1498-11
事業所番号	4078400332
送迎サービス提供する対象地域	八女郡広川町、八女市、筑後市、久留米市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 施設の職員体制

職 種	員 数	備 考
生活相談員	3 名以上	
介護職員	10 名以上	
機能訓練指導員	1 名以上	
看護職員	1 名以上	

(3) 通所介護舞風台の設備等

定員	53 名	相談室	1 室
食堂兼訓練室、静養コーナー	1 室	送迎車	4 台
浴室	2 室		

(4) 営業時間

月～金曜日	午前 8 : 30～午後 5 : 30	提供時間	午前 9 : 00～午後 5 : 00
-------	---------------------	------	---------------------

3 提供するサービス内容

- ① レクリエーション
- ② 機能訓練
- ③ 生活相談
- ④ 食事
- ⑤ 入浴
- ⑥ 送迎等

4 利用料金

〔別紙2〕のとおり

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。

- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 送迎等

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、(予防介護・総合事業) 通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意しておりますので、必要な時はお申しつけ下さい。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者が介護保健施設等に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内にお支払いがない場合、また

は利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

7 (予防介護・総合事業) 通所介護デイサービス舞風台の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当施設では、通所介護計画に基づき必要な介護、機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援・事業対象者に努めます。
- ② 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ③ 当施設では、居宅介護支援・事業対象者事業者、その他保健医療福祉サービス提供及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑤ 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

(2) サービスの利用のための留意事項

- ・ 送迎の連絡方法 初回利用時前に利用者及びご家族に説明
- ・ 体調確認と体調不良の場合の対応 体調確認(体温・血圧・脈拍等)の実施
不調時は医師の診察によります
- ・ 食事の内容 利用者の状態にあった食事を提供します
- ・ 機能訓練の内容 利用者の状態にあった訓練(基本動作・ストレッチ・筋力トレーニング等)を提供します
- ・ レクリエーション趣味活動の内容 季節行事(花見・納涼際・文化祭・外出等)を提供します
- ・ その他 悪天候(積雪・台風等)により、サービスが提供できない場合があります

8 緊急時の対応

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9 身元引受人・連帯債務者について

- 1 利用者は、身元引受人・連帯債務者を定めるものとします。
- 2 前項の身元引受人・連帯債務者は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して保証の責を負うと共に、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、利用者の利用状況において必要な場合には、身元引受人・連帯債務者への連絡・協議等に務めるものとします。

10 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11 サービス内容に関する苦情窓口

① ご利用者相談・苦情担当

担当職員 野口 千花 (介護福祉士・介護支援・事業対象者専門員)

② その他

上記以外に、行政の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会 電話 092-642-7859

福岡県介護保険広域連合柳川大木広川支部 電話 0944-75-6301

広川町役場健康福祉課高齢者健康係 電話 0943-32-1113

八女市役所介護長寿課介護サービス係 電話 0943-23-2545

久留米市役所健康福祉部介護保険課 電話 0942-30-9205

筑後市役所健康づくり課介護保険係 電話 0942-53-4115

12 施設の概要

名称、法人種別	医療法人八女発心会
代表者役職・氏名	理事長 姫野 亜紀裕
本部所在地・電話番号	福岡県八女郡広川町大字新代 2316 番地 0943-32-7111
施設・拠点等	1 医療法人八女発心会 姫野病院 2 介護老人保健施設舞風台 3 サービス付き高齢者住宅 舞風台